

主食用米生産者に支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症等の影響による米価の下落により、経済的な影響を受けた主食用米生産者に対して、営農意欲の維持と農業経営の安定を図ることを目的に支援金を支給します。

- 対象者** 次の全ての要件に該当する農業者とします。
 - 前橋市内に居住する個人事業主又は前橋市内に事業所を置く法人であること。
 - 令和4年度水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書兼水稻共済加入申込書（営農計画書）を前橋市農業再生協議会に提出しており、かつ営農計画書に30アール以上の主食用米の記載があること。
 - 令和5年度以降も水稻作付けを継続する意思があること。
 - 市税を滞納していないこと。
- 支援金額** 主食用米作付面積 10アールあたり5,000円。（千円未満切り捨て）
1経営体あたりの補助上限額30万円
- 申請期間** 令和4年9月26日(月) から10月31日(月) まで
※対象者には、9月下旬頃に申請書等を送付します。
- 申請方法** 必要書類を農政課に持参、又はFAX、郵送、電子メールで提出

本件に関するお問い合わせ先

農政課 農産園芸係

電話 直通 / 027-898-8704